

考える会の申し出により、鷺沼再開発見直し等に関する市との話し合いが
22年1月21日に行われました。質問と回答及び会の見解は以下の通りです。

22年4月5日

現宮前区役所の存続と鷺沼駅前再開発を考える会 共同代表 小久保善一

鷺沼再開発準備組合の東急は、コロナ禍での見直しが必要であるとして、2度にわたる
(20年11月と21年12月)見直しを市に提出しました。考える会は、市に対して見直
し内容の説明を求め22年1月21日に開催されました。

コロナ禍を理由に市民側の人数は10名、時間は1時間30分という厳しい条件での交
渉です。

市側からは、まちづくり局市街地整備部地域整備推進課課長(亀山祐司)、総務企画局公
共施設総合調整室課長補佐(黒田隆一)、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課係長
(山口祐太)、コミニティ推進部区政推進課係長(峯元朋和)、宮前区役所企画課係長(斎藤
麻里子)の5名が出席しました。

会場での質疑の他、その後の質問も含め、市は文書回答を約束し、このほど回答を得たの
で、概要を報告し考える会の見解を述べたいと思います。

質問・回答とも長文であるため概要をまとめました。(全文も掲載しています)

質問1 下記理由から、再開発に対する全区民対象の住民説明会開催をしていただきたい。

理由

1. この間に準備組合東急と市は鷺沼再開発の2度に渡る見直しを公表した。2度目の見直しには、駅前再開発地区のみならず鷺沼駅周辺の再編整備も含まれており、直接利害関係者も広がっている。
2. ニュースレターやオープン型説明会は事実上、市による一方的な市民説明の場となっており、市民意見反映の場にはなっていない。
3. 市長は総合的判断で公共施設の移転を決めたというが、総合的判断の説明もされず、不便地域への対策もなく、移転する理由が未だに説明されていない。

回答

- ・市民説明は、再開発見直しの検討結果を踏まえて、関係法令に基づき適切に対応する
- ・総合的判断は、市民意見・基礎調査結果・宮前区の将来展望などを総合的に検討して都市としての機能向上が見込まれることから移転を決めた。
- ・パブコメ・市政だより・ニュースレター・ネット質問等を実施し説明に努めた。

見解

- ・市がいう「関係法令にもとづき、適切に対応する」は住民生活に多大な影響を及ぼすにも関わらず着工までに環境アセスと都市計画の2回だけであり、全く不十分である。
- ・しかもコロナでの人数・時間制限があり極めて少数区民への説明となることが予想される。
- ・まちづくり局市街地整備部地域整備推進課の亀山祐司課長は「大規模な住民説明会の開催を否定はしない」と回答しており、是非、誰もが参加できる説明会を開催していただきたい。

質問2 準備組合東急の2度に渡る見直し（20年11月と21年12月）の具体的な内容は何か？

回答

- ・「20年11月見直し」は、コロナ禍のまちづくりとして、「広場」「開放」「境界」「職住」「流動」の視点を踏まえ、立体的かつ開放的な屋外空間の創出や職住近接のニーズに対応した働く環境の整備等が示された。
- ・「21年12月見直し」では、国土交通省の「駅まちデザインの手引き」を踏まえて「にぎわい・ウォーカブル」として線路を挟んだ南北の街の一体感の醸成「魅力的な駅まち空間の整備」として駅から周辺市街地への回遊性の向上等の検討をするとしている。

見解

- ・国はコロナ禍まちづくりとして三密回避のため、広場と緑の重要性と拡充をもとめているが、検討されている内容は、広場を拡大するものではなく、見栄えとして解放感があるものに設計する他、緑の拡充は示されていない。「賑わいウォーカブルなまち」というが、これにより駅前再開発がかかえる問題点（交通渋滞・緑や広場の大幅減少・風害・日照被害等）が解消できるものではない。狭い敷地に146mと92mの超高層ビルを建て530戸のタワマンを目一杯作ることは、そもそも無理がある。鷺沼駅前の広さに見合うビル規模に縮小し、今ある緑と解放感ある広場を守ることこそコロナ禍の街づくりではないだろうか。

[質問1、2と回答の全文はこちら](#)

質問3 市街地再開発事業の許認可権をもつ川崎市として、準備組合東急の見直し申し出に対して、どのような書類にもとづき、いかなる条件のもとに認めたのか？ 何度協議したか？ 市の考えは示したかの？ 今後も延期の申し出があれば何回でも認めるのか？ 最終的なスケジュールは？

回答

- ・許認可権は都市再開発法にもとづく権限であり、同法に規定のない準備組合の検討状況について、本市として許認可を行うことはない。
- ・書面は「コロナ危機を契機として高まったオープンスペースの重要性や職住近接ニーズに対応するため、……施設計画や機能について再検討する」旨の書面を受領し、適宜、意見交換をしている。
- ・市としては「再開発事業の早期事業着手・早期効果実現」等を準備組合に申し入れた。スケジュールは、さらに半年から1年程度かかるが、これまでの完成スケジュール通り進める。

見解

- ・再開発には税負担が150億円以上もかかるばかりか、区役所等区のコミニティ拠点の全面移転で不便地域が広範に生じる再開発事業であるにも関わらず、市は、準備組合に対して、「見直し検討に対して許認可を行うことはない」との回答である。ここにこそ、再開発事業が住民無視で行われる根源があるように思う。
- ・準備組合の段階で開発事業内容のほとんどが決定されてしまうにも関わらず、市はその段階では口出しができないと言う。組合が設立された以降でないと言ったと許認可権が働かないというが、その段階では変更が不可能なのが、これまでの再開発の実態だ。
- ・現悪法がそうであるからといって市は住民意見の反映をしなくともよいというものではない。コロナ禍の見直しに当たっては、市民が求める意見や市の考えを準備組合に積極的に申し入れ協議していただきたい。

質問4 軽微でない見直しがされる場合は、環境影響評価のやり直しを指導するのか？

市の施設（図書館・市民館・区役所）について、市が設計を直接発注する意思はあるか？
今のままだと東急に丸投げになる。

回答

- ・検討結果を踏まえて、環境影響評価の扱いは、関係法令にもとづき適切に対応する。
- ・市民館・図書館については、20年8月に策定した「新しい宮前市民館・図書館基本計画」において諸室の配置や仕様等に関する基本・実施設計を行うことを示している。

見解

- ・駅周辺の街を含めた再開発の見直しであり、当然環境影響評価を実施すべきである。
- ・市の施設は、住民意見を踏まえて、利用しやすく専門施設としての機能が果たせるような設計にしていっていただきたい。

[質問3、4と回答の全文はこちら](#)

質問5 川崎市まちづくり局が2018年度に「鷺沼駅周辺地区まちづくり推進業務報告書」を作成しており、その目的は、「鷺沼駅前地区再開発準備組合と連携をはかりつつ……基本構想案を検討するとともに、まちづくりの合意形成に向けた権利者等[準備組合]活動支援を行うこと」としている。

・この報告書には ①駅前道路を廃止し大街区化すること、②立体都市計画を導入しバスターミナルをビルの下層に設けること、③区役所等の公共施設を移転させること、以上の3点を再開発の根幹と称する基本構想案が示されていましたか？

・バス路線については、「鷺沼駅と宮前平駅では路線カバー圏域が異なる（利用の不便さ）」としながら、なぜ、公共施設の鷺沼への全面移転を強行したのか？ 不便になる地域をカバーする手立てを考えか？ 具体的な対策はどのようなことか？ 不便地域はつくらないと保障できるか？

回答

・鷺沼駅へのアクセスについては、再開発事業による交通広場の拡充等に伴う鷺沼駅の交通結節の強化とともに、路線バスネットワークの充実に向け、小田急線沿線からの路線新設、向丘地区から鷺沼駅への既存路線の増便によるアクセス強化など、地域特性や需要等も踏まえ、バス事業者と連携しながら、宮前区全体の発展に資する駅アクセスの向上に向けた取組を進めていく。

・なお、本市では、平成30(2018)年2月に、準備組合が進める再開発事業の計画検討の中で議論が可能となるよう、平成30(2018)年度内の基本方針策定を目指し、「区役所・市民館・図書館等の移転可能性を含め、鷺沼駅周辺再編整備に導入する公共機能について検討すること」や「多角的な意見聴取の方法など検討の進め方」を示した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方」を公表したところであり、その時点で、鷺沼駅周辺再編整備に導入する公共機能について、決定していた内容はない。

見解

・質問では、2018年2月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方」を市民に公表する以前に、再開発の権利者（準備組合）の活動等支援を目的とした基本構想案が作成されていたが、この中で鷺沼再開発の根幹となる3つの重要な問題が（質問を参照）示されていたのかどうかを問うたのに、残念ながら回答が無かった。

・市民には、「鷺沼に必要な公共機能はなにか？」と討議を呼びかけながら、その1年前には、裏で東急と市が鷺沼再開発の根幹である基本構想案（市道を廃止して敷地を拡げ、超高層ビル建設を可能にし、その下にバスターミナルを作る、公共施設を公的不動産として開発に利用する方針）を策定していたことは、市民を蚊帳の外に、権利者（準備組合）

の利益を優先したものであり、非常に問題があると言わざるをえない

質問6 鷺沼再開発は、超高層ビルの下層にバスターミナルをつくるという全国でもまれにみる開発計画（立体都市計画）である。その結果、駅前の緑もオープンスペースも現状より大幅に減少し、バスターミナルは青空も見えない排気ガスが充満する殺伐とした空間と化してしまう。私が見た限りでは、他駅の駅前バスターミナルは、青空があり、緑があり解放感に満ちた、憩える場所になっている。災害時の避難場所にも使えるものだ。

国は20年9月に「コロナ禍危機を契機したまちづくりの方向性」で職住近接を見越し「三密回避のまちづくり、緑とオープンスペースの活用と量的充足に対応するまちづくり」を示しましたが、今、鷺沼で進められている再開発計画は国の方針と真逆の計画ではないか？ 大胆な見直しが必要ではないか？

・田園都市線27駅の内、駅前の超高層ビルの下にバスターミナルがあるのはどこの駅か？
また、駅前に超高層のタワーマンションがあるのはどの駅か？

回答

・駅前やバスターミナル・超高層タワマンの定義が不明であるため、回答は差し控えるが、駅周辺の建物内に交通広場を設置している事例としてはタマプラ駅北口と渋谷フクラス内がある。また駅周辺に超高層建築物が建設された事例としては、南町田グランベリーパーク駅、長津田駅、二子玉川駅周辺などに事例がある。

・駅周辺等の整備については、現在準備組合により、…立体的かつ開放的な屋外空間の創出などの実現に向け、施設計画の検討が進められている。本市としても、駅至近に位置する本事業の施設計画の検討にあたっては、社会ニーズ等の変化に対応した屋外空間の創出等の取組は重要と考えており、市民の皆様が、将来にわたり安心、快適に利用できる施設計画となるよう、引き続き、準備組合と協議調整を進めていく。

・また、交通広場の整備においては、適切な換気設備を配置しつつ、雨に濡れない歩車分離された乗り継ぎ空間の整備などに向け、準備組合と協議調整を行っていく。

見解

・回答にあるように駅前の超高層ビルの下にバスターミナルがあるのは、渋谷以外はタマプラの北口だけである（タマプラには広い駅前広場と野外バスターミナルがある）。また駅周辺に超高層タワマンがある例として3駅を示したが、駅前にあるのは中央林間だけ（14階）だけであり、長津田は駅から距離がある。鷺沼駅再開発のように駅前に超高層タワマンを建て、下層にバスターミナルを設けという作りは田園都市線27駅の中でも特殊な例であることがわかる。

・コロナ禍の駅前開発としては、三密を避けるため緑を増やし、今のような青空の見える解放感のある広場を兼ねたバスターミナルの設置こそ市民が求めるものだ。大胆な見直し

しをして欲しい。

質問7 2度にわたる見直しの事業経費は、どの位を見込んでいるのか？ その内の税負担はいくらか？ 駅舎の見直しには税金投入はあるか？

回答

- ・再開発事業の施設計画や機能の検証については、準備組合により検討が進められている。
- ・なお、当該検討については、再開発事業の補助対象事業費の対象外となる。
- ・また、駅舎改築等については、再開発事業区域外である。

見解

「当該検討につきましては、再開発事業の補助対象事業費の対象外」としているが、事業化した場合はその事業への税負担が生じるのではないか？ また駅のどの部分の検討をしているのか不明だが、街区への地下通路を作るなどした場合は、税負担が生じるのではないか？

質問8 市が実施した「向丘出張所・まちづくりアイデア会議」は「出張所の活用方針」をめぐる討議だった。しかし、向丘出張所の検討会議の本来の目的は、区役所の鷺沼移転により向丘地域が不便になるため「向丘出張所の機能向上をはかること」だ。

市は、22年2月に「向丘出張所の今後の活用基本方針」をまとめたが、8つの機能向上には具体性がなく目標も見えない。公共機能検討会議はこの基本方針で本来の目的である「出張所の機能向上」は解決したと考えているのか？

回答

・平成31（2019）年3月に策定した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」では、向丘出張所について、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、本市関連施策の位置付け・検討状況を踏まえ、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用など、地域の皆様とともに地域ニーズや課題を把握・整理し、機能のあり方について検討していくこととした。

・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」では、今後の向丘出張所に求められる機能を整理した上で、8つの機能の向上を図るため、出張所の活用に向けた基本的な考え方と今後の取組内容を示している。

・「向丘地区の核となる出張所」として、出張所がより一層活用されてこそ求められる機能が向上していくものと考えており、今後各項目の具体的な取組内容を検討の上、実

現させていくことを目標としている。

見解

・アイデア会議の段階で市が提起した討議テーマは「向丘出張所をどう活用するか」だったが、それに対する批判意見が多くだされたことから本来の目的である「向丘出張所の8つの機能」としてまとめられたことは評価できる。しかし内容に具体性がない。日程・内容を含めた具体化を示していただきたい。

[質問5～8と回答の全文はこちら](#)

質問9～質問15は図書館・市民館に関する問題

質問9 「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方について」が公表された時点(2018年2月)で、鷺沼への図書館移転は決まっていたか？それは東急の意向か？

回答

・本市では、平成30(2018)年2月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方について」を公表してから、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート、区役所やインターネット上での意見箱の設置など、多角的な区民意見の把握に取り組み、「鷺沼駅前に望まれる公共機能は何か」ということを検討してきた。

・意見交換会等で寄せられた様々な市民意見や基礎調査結果等の諸条件及び宮前区の将来展望を総合的に整理・検討し、平成31(2019)年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定した。

見解

・残念ながら「市民に公共機能の検討を公表する前に区役所移転を決めていたか」の質問に対する回答はなかった。

・市が実施した市民フォーラムでの市民意見は移転反対が圧倒的多数だった。さらに移転方針を決めた基本計画案に対するいでは23,714件の意見中99%が移転に反対か疑問の意見だった。移転賛否の意識調査も区民議論もしないまま、案を公表してから実質8カ月後の2019年3月に総合的判断の一言で移転を決定した。

・1982年高津区からの分区でできた宮前区は人口23万と人口が1.5倍になったのにもかかわらず、図書館は地域館1館のみで多摩区と並んで他の区より整備がされてこなかったのであり、鷺沼に新施設ができるとしても、まだ使える現図書館を廃止する理由はない。

・基本は全ての市民がどこに住んでいても平等に図書館を保証・整備するのが行政の役割

と考える。総合的判断の結果が不平等を生み出す今回の判断は道理に合わないのではないか。

質問10 新しい市民館・図書館の管理・運営について、指定管理を導入するのか？ 指定管理やPFIなどの手法については様々な問題があることが指摘され、実際に弊害が生じているが、導入した事例の検証はしているのか？ 川崎市の図書館も、指定管理になるか。

回答

- ・新しい宮前市民館・図書館の管理・運営については、効率的・効果的な管理運営手法の検討を進め、令和4（2022）年度に策定予定の「市民館・図書館の管理・運営の考え方」及び、今後策定する「（仮称）新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」において示す。
- ・なお、新しい宮前市民館・図書館の管理運営計画については、再開発事業の検証状況やその後の事業の進捗状況等を踏まえながら、適切な時期に策定する。
- ・今後の[川崎市の]市民館・図書館の管理・運営については、当初より、「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3（2021）年3月策定）において、効率的・効果的な管理・運営手法の検討を進めることとしている。

見解

- ・回答の中では、指定管理の導入に関して、一切具体的な検討内容を明らかにしていない。川崎市は、2020年3月には、民間活用（川崎版PPP）推進方針を定めており、「効率的・効果的な管理運営手法の検討を進め」としている以上、導入方針はすでに決まっているのではないかと危惧する。
- ・図書館や市民館の指定管理の導入については、様々な問題点(※)が実証されており、導入すべきでない。
- ・今進められている市民館、図書館についての考え方は、すべて「今後の市民館・図書館のあり方」（2021.3）に基づいているとの説明になっているが、「今後の市民館・図書館のあり方」自体に、社会教育機関としての図書館・市民館の根本的な理解・構想を欠いていることが問題である。効率的・効果的な運営というだけでは社会教育施設としてのこれらの使命は果たせない。

※ 図書館の指定管理者制度の導入に関する問題点

- ・図書館運営経費は当初は直営に比べ低くなっても、数年たつと委託料の値上げなどの要因で上昇することが実証されている。指定管理者制度導入による経費節減効果については見込めない。
- ・指定管理者制度では指定期間が通常3年から5年と決められているため、図書館業務の継続性や専門性、信頼性が保障されない。
- ・自治体側は図書館業務の内容がわからなくなり、行政側に経験やノウハウが蓄積され

なくなる。評価や政策立案も困難になる。事業者側は行政の政策動向が把握しにくくなり、意志疎通が困難になる。

- ・公立図書館は無料原則のため、指定管理者側の収益は見込めず、利益を得るためには人件費を抑えざるを得ない構造上の理由から、不安定で低賃金な雇用者を生む。またサービス向上のためのインセンティブの欠如よりサービスが低下する。

- ・他の図書館や関連施設、学校、地域との連携・協力が得にくくなる。

- ・事業者側の職員・スタッフの研修機会が十分与えられない、優秀な人材が低賃金では定着しないなどの司書の専門性の確保に問題がある。

- ・経費の削減のため、数値化しにくい地道な業務（地域・行政資料の積極的な収集、蔵書構成などへの日常的な目配り、書誌データのケア、障害者サービスなど）がおろそかになる。

質問11 指定管理の導入について、市民との意見交換の場を設けてほしい。市民館・図書館の運営のあり方について、社会教育委員会議では検討されているのか？

回答

・管理運営計画等の策定作業にあたっては市民意見聴取、学識者や市民委員等で構成される社会教育委員会議やその関係部会における意見交換などを行いながら、検討を進める。

見解

- ・2020-2021年の「みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館アイデアワークショップ」では、運営について直営か委託か指定管理かなどのテーマはまったく設定されていない。（参加者から意見は出ているが報告等には一切載せていない。）

- ・また、社会教育委員会議では「今後の市民館・図書館のあり方」策定の際も、また22年8月策定予定 1月中旬とりまとめ発表の「市民館・図書館の管理・運営の考え方」についても、市から報告を受けるだけとなっている。

- ・指定管理者制度の導入など管理・運営方法については、市民館・図書館の今後を左右する最も重要な事項であり、市民への説明と協議の場を設けてほしい。

質問12 指定管理者制度導入を推進するトップランナー方式について、2019年11月総務省が、図書館、博物館、公民館、児童館への適用を見送ることを表明した。（※）これについての市の見解をうかがいたい。

※見送りの理由は

「教育機関としての重要性に鑑み、司書を地方団体の職員として配置することが適切であり、専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある」

「関係省（文部科学省）や関係団体（日本図書館協会等）から、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念

される」などの意見があることなど。

回答

「トップランナー方式」には、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するものだ。国が地方交付税交付金によって地方団体の歳出の効率化を推し進めるための財政上の制度であり、施設の管理運営については、それぞれの自治体の裁量に委ねられているものと認識している。

見解

・「トップランナー方式」とは、民間委託等の業務改革を実施している地方自治体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する制度で、これにより地方の固有財源である地方交付税が削減される。地方交付税の算定を通じて地方自治体に一層のアウトソーシングを押し付けるものである。

・平成 28 (2016) 8 年 11 月高市早苗総務大臣が図書館、博物館、公民館、児童館へのトップランナー方式の適用を見送るとしたことは、これら社会教育機関における指定管理の導入がふさわしくないことを国が認めたという意義を持つものである。回答はこの趣旨を理解していないのか、あえて無視をしていると言わざるを得ない。

質問 13 新しい宮前市民館・図書館の設計については、生涯学習の施設課では施設案の計画を進めているようだ。その内容は東急とも合意を図ったものか？市民にいつ開示し、市民の意見をどの段階で聞いて、練り直すのか？

回答

・新しい宮前市民館・図書館の設計については、諸室の配置、機能や仕様等の具体化に向けて、準備組合による再開発事業の検証状況等を踏まえながら、与条件整理や市民館・図書館の配置等の基礎的な検討などを進めている。

・なお、市民意見聴取として、ワークショップやオープンハウス型説明会などにおいて、ソフト・ハード両面の多様なご意見をいただいている。

・それらのご意見について、実現に向けた方策の検討として、条例・規則や市内類似施設との整合性、技術的な視点等も踏まえ、ソフトとハードの一体的な検討を行い、「(仮称)新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」や設計において反映するよう、検討を進めていく。

・また、それらの移転・整備の取組の進捗状況等については、適宜、市民周知を行っている。

見解

・ワークショップやオープン型説明会では、いろいろな意見が出されたが、図書館や市民館（公民館）の社会教育施設としての機能を十分踏まえず、様々な思いつきのアイ

デアを出させて都合のよいものだけを採用する手法となっている。

・新しい宮前市民館・図書館基本計画の中では、現図書館の主なスペースの利用状況と検討の方向性があげられているだけで、将来的な蔵書数や閲覧室の形態や閲覧席、職員数など具体的な方針が示されていないため、今後どのような施設にしたいのかが見えない内容となっている。

・図書館建設においては、市民のさまざまな意見を取り入れ設計を何回も練り直すような手法をとる例が先行事例としてあるので、施設案が具体化する際には、施設案を公開し市民との対話を重視すべきである。

質問14 現宮前図書館・市民館・区役所を鷺沼駅前に移転するのであれば、図書館から遠くなる宮前区民へのサービスをどうやって補っていくのか、伺いたい。

回答

・本市では各区の図書館・分館等を軸としながら、学校図書館の地域開放や自動車文庫による市内巡回、大学図書館との相互連携などによる図書館サービスの提供を推進している。

・現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はないが、市民の多様なニーズへの対応を図るため、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、他施設等との連携による貸出・返却ポイントの設置等についての可能性の検討を行っていく。

見解

・図書館を構成する要素は、資料、人、施設である。

・「今後の市民館・図書館のあり方」の中で全住民へのサービスを実施するため、23万人の人口規模にふさわしい図書館整備計画が示されていない。

・人口23万の宮前区には人口規模にふさわしい中心館と最低1つの分館が必要である。

・回答にあるのはあくまでも次善の策である。一方、学校図書館の地域開放は10年以上たっても効果が薄いことが文教委員会で指摘されている。また、単なる貸出し・返却ポイントの増設だけでは、市民の読書要求を発展させる図書館活動は展開できない。

質問15 現宮前区跡地利用の検討について

①跡地利用についてどの程度検討が進捗しているか？

②これに関しての市民の意見をいつ徴集するのかそのスケジュールや手法について伺いたい。

回答

・現在の宮前区役所等の施設・用地の活用については、「①市による既存施設・用地の保有」、「②宮前区全体と周辺エリアの将来を見据えた課題やニーズの整理」、「③市民参加による検討」を基本的な考え方として検討することとしている。

令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて関係団体等への説明・ヒアリング、

令和4（2022）年度に区民意識アンケート、

令和5（2023）年度にワークショップ、

本年1月から関係団体等への説明・ヒアリングを開始した。

・令和5（2023）年度に策定予定の「(仮称) 宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針（活用基本方針）」は、既存施設・用地活用の考え方を定めるものであり、市民意見を伺いながら検討を進めて案を取りまとめ、案について周知や意見聴取を実施していく。

・また、再開発事業や現在の宮前区役所等の移転などの全体の取組スケジュール等を踏まえて、検討スケジュールを見直す可能性がある。

見解

・市のワークショップ等の手法は、市民の意見の中で、自分たちの方針に沿うもののみを取り入れるというものであり、新しい施設を今後つくらないという方針自体も変えないと言っている。市の姿勢は、市民の要求に背を向けるものである。

・市民館・図書館が区民の数に比べて少ないことは実証されており、また宮前区民の大多数が現在地の市民館・図書館の存続を願っていることは言うまでもない。鷺沼に一つでは、区民の平等な利用は保証されない。現在の施設をそのまま継続利用することが最善の策ではないか？

・関係団体へのヒアリングについても、どの団体とヒアリングをしたのか、すべての宮前区民の前に明らかにすべきではないか。

[質問9～15と回答の全文はこちら](#)